

## 50条2項の届出について

### 法第50条第2項の届出について

免許申請を行った「事務所(主たる事務所、従たる事務所)」以外の場所で、臨時的に契約行為などを行う場合は、事前に届出を行うことが義務付けられています。

#### <業務を行う場所>

事務所及び事務所以外の場所で、一定の業務を行うことが可能な施設を有する場所。

- ・「事務所」以外の場所。
- ・10区画以上の一団の宅地又は10戸以上の一団の建物の分譲についての案内所。
- ・他の業者が行う一団の宅地建物の分譲を代理、媒介するにあたっての案内所。
- ・業務に関し展示会などを開催する場合の開催場所等です

(注1)いずれの場合も、特定の期間において、特定の宅地建物に対する業務を対象としたものであり、不特定の対象物件を取り扱う場合は、「法第3条第1項の事務所」としての増設による変更届出が必要となります。

(注2)単なる宣伝、広告業務のみを行う場合で、しかも無人の場合は、届出を要しません。

#### <法第50条第2項の届に必要な書類>

- ・法第50条第2項の「届出書」(様式第12号)(正本1部、副本1部)
- ・業務を行う場所と販売物件の案内図を添付すること。
- ・国土交通大臣免許及び他都道府県免許の業者については、3部(正本2部、副本1部)必要です。

#### <届出時の注意事項>

- ・郵送による届出の場合、副本を返送する必要がありますので、返信用封筒に切手を貼って同封してください。
- ・届出は、業務開始日の10日前までに行わなければなりません。(開始まで中10日必要です。11日前が土日祝日等である場合は、それ以前の平日に提出する必要があります。郵送の場合は十分な余裕をもって届出てください。)

#### <提出先>

##### 大臣免許業者の場合

- ・主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長あて正本1部、兵庫県知事あて正本1部および副本を、業務を行う場所等を所管する各土木事務所に提出。

##### 他都道府県知事免許業者の場合

- ・免許権者(都道府県知事)あて正本1通、兵庫県知事あて正本1通および副本を、業務を行う場所等を所管する各土木事務所に提出。

##### 兵庫県知事免許業者の場合

- ・兵庫県知事あて正本1部および副本を、業務を行う場所等を所管する各土木事務所へ提出。

※ 提出に関するお問い合わせは、各免許権者へお尋ねください。